

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立安土城考古博物館について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例（平成 4 年滋賀県条例第 23 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。(別表関係)
- (2) この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとします。

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧		新																											
本則および付則 省略		本則および付則 省略																											
別表（第6条、第12条関係）		別表（第6条、第12条関係）																											
1 常設展示		1 常設展示																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人</td> <td>高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）</td> <td>円 1人1回につき 300</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>同 500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体（20人以上）</td> <td>生徒等</td> <td>同 240</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>同 400</td> </tr> </tbody> </table>		区分		金額	個人	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	円 1人1回につき 300	その他の者	同 500	団体（20人以上）	生徒等	同 240	その他の者	同 400	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人</td> <td>高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）</td> <td>円 1人1回につき 320</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>同 540</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体（20人以上）</td> <td>生徒等</td> <td>同 260</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>同 430</td> </tr> </tbody> </table>		区分		金額	個人	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	円 1人1回につき 320	その他の者	同 540	団体（20人以上）	生徒等	同 260	その他の者	同 430
区分		金額																											
個人	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	円 1人1回につき 300																											
	その他の者	同 500																											
団体（20人以上）	生徒等	同 240																											
	その他の者	同 400																											
区分		金額																											
個人	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	円 1人1回につき 320																											
	その他の者	同 540																											
団体（20人以上）	生徒等	同 260																											
	その他の者	同 430																											
2 特別展示 知事その都度別に定める額		2 特別展示 知事その都度別に定める額																											
注1から注5まで 省略		注1から注5まで 省略																											